

全国安全週間が始まります！

令和5年度「全国安全週間」スローガン

高める意識と安全行動
築こうみんなのゼロ災職場

第96回全国安全週間が始まります。準備期間（6/1～31）に実施すること、本期間（7/1～7）に実施すること、すでに準備は万全ですか。全国安全週間に契機に、一人ひとりが「安全について考える」ことができるよう、創意工夫を凝らし、積極的な取り組みをお願いいたします。



令和五年七月一日

岩手労働局長 栗村 勝行

この全国安全週間に契機として、国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、それぞれが安全衛生対策の責務を認識し真摯に取り組むことにより、誰もが安全で健康に働くことのできる職場を実現することを祈念し、令和五年度の全国安全週間に寄せてのメッセージといたします。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境を築くためには、第十四次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる今年度においては、労使一丸となった取り組みが求められます。そのため、令和五年度の全国安全週間においては、

岩手県内における労働災害についても、長期的には減少傾向を示してきましたが、平成三十二年以降は増加傾向に転じ、令和四年の労働災害による休業四日以上以上の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり二千七百三十四人にのぼり、また、死亡者については前年から二人減少し二十一人となったものの、二年連続で二十人を超えております。この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開され、それにより全国の労働災害は長期的には減少しているところですが、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害や、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。全国安全週間は、昭和三年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で九十六回目を迎えます。この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開され、それにより全国の労働災害は長期的には減少しているところですが、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害や、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

全国安全週間 岩手労働局長メッセージ

熱中症予防対策 万全ですか？！

- 熱中症予防のため、まずは、食事、睡眠をしっかりとりましょう！朝食抜きはケン！
食事：エネルギー、水分、塩分等のミネラル補給
睡眠：疲労の回復（十分な睡眠で疲れを翌日に残さない）
- 基礎疾患（高血圧、糖尿病、心疾患、腎不全など）のある方は特に注意が必要です。治療のため処方箋を服用している方は、日々の体調管理をしっかり行いましょう！
- 二日酔いは高リスク要因です。飲みすぎは夜更かしにもつながるので要注意！次の日の始業時刻や作業のことを考え、適量を楽しみましょう。
アルコール分解に必要な時間＝アルコール量（g）÷（体重×0.1）
- 作業の合間の「水分補給・塩分補給」は、細やかに、積極的に！喉の渇きを感じる前に飲むと熱中症予防効果が上がります。お茶、水、炭酸飲料では、必要なミネラルが補給できません。
- 熱中症は進行性です。様子がおかしい場合は、ためらわず直ちに病院へ！声掛けに応じない、水分を自力で取れない時は超ケン！



熱中症に関する資料はこちらをご参照
「盛岡監督署からのお知らせ」➡ 熱中症を予防しよう



働く仲間を熱中症リスクから守る

WBGT値を把握して 熱中症を予防しましょう！

熱中症は場合によっては死亡に至る、大変危険な障害です！

- 入職直後や休暇明けは注意が必要です！
*暑熱慣化が不足していると熱中症の発症リスクが高まります。
- 意識が清明であっても、熱中症が疑われる場合はためらわず医療機関へ搬送しましょう！
*症状が急激に悪化し、死亡に至ることもあります。
- のどの渇きに関係なく定期的に水分・塩分を取りましょう！
*のどの渇きは脱水のサインです、「渴く前に飲む」を徹底しましょう。

「エイジフレンドリーガイドライン」＋「ロコチェック」で転倒災害を予防しよう！

エイジフレンドリーガイドライン
(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン、以下「ガイドライン」）を策定しました。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

厚生労働省ホームページ

高齢者の安全対策 検索



各種リーフレット、転倒・腰痛予防「いきいき健康体操」などご活用ください。

◆ 転倒災害の予防対策は、十分かつ効果的に進んでいますか？
高齢化に伴い、50代以上の転倒災害（特に女性で多発）が顕著になっていきます。若い世代でも運動不足が目立ち、筋力の衰え、ダイエット等により骨密度の低下や骨粗鬆など、転倒の際に、ケガの程度を重くする要素が加わっているように感じます。若いうちからの適度な運動の継続が転倒に強い体づくりに役立ちます。

まずは、自分の体力の状況を把握するところから始めてみましょう！さあ、今からでも遅くはありませんよ！

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に、女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防 体力チェック



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

6月は「第30回男女雇用機会均等月間」です

職場のマタハラでつらい思い、していませんか？
「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場において男女がともに能力を発揮できる社会の実現を目指して、男女雇用機会均等法や「ポジティブ・アクション」への社会一般の認識を深める機会としています。（プレスリリース記事）

特に男女雇用機会均等法が施行されてから30年を迎える本年は、依然として都道府県労働局雇用均等室に寄せられる相談件数が多く、社会的な問題となっている妊娠・出産などを理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント、通称マタハラ）の禁止について『職場のマタハラでつらい思い、していませんか？～

「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！～』を月間のテーマとして、均等法令などのより一層の周知徹底に取り組むこととしています。



関係資料はこちら➡



化学物質対策を進めましょう！

厚生労働省委託事業 厚生労働省

「化学物質のリスクアセスメント」 訪問支援のご案内 **無料**

労働安全衛生法に対応されていますか？

令和5年4月および令和6年4月から、新たな化学物質規制に基づいた各種の義務がスタートします。
令和5年度厚生労働省「化学物質管理に係る相談・訪問支援事業」では、中小規模事業場に専門家が訪問し、新たな化学物質規制への対応や、その中核となる化学物質のリスクアセスメントの実施等についてアドバイスをいたします。

中小規模事業場に訪問します（講習会・オンラインも可能）

- 支援内容
- ◆ 新たな化学物質規制への対応について
 - ◆ 化学物質のリスクアセスメント方法
 - ◆ GHSラベルやSDSの読み方
 - ◆ リスクを低減するための対策

こんなご要望はありませんか？



- ◆ 新たな化学物質規制に対応するためアドバイスがほしい。
- ◆ すでに自社でリスクアセスメントを行っているが、本当にこれで問題ないか確認したい。
- ◆ 社内関係者に「新たな化学物質規制」を周知するため講習会をしたい。



解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、パソコン・スマホから24時間報告できます（※）



工事対象となるすべての範囲については石綿が含まれているか事前に調査を行う必要があります

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と都道府県等に對して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年10月1日
着工の工事から！！

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください ➡
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



呼吸用保護具 フィットテスト測定機器購入補助金

- 労働安全衛生法の新たな化学物質規制の導入に伴い、令和6年4月から作業環境測定結果が第三管理区分から改善することが困難な作業場所がある事業場に対する措置が強化され、有害化学物質等のばく露を防止する観点から、呼吸用保護具が適切に装着されているかを確認するためのフィットテストの実施が義務付けられることとなりました。
- この義務化を控え、事業者からの求めに応じてフィットテストを行おうとする労働衛生機関が定量的フィットテスト測定機器を購入するに当たり、経費の一部が補助されます。この機会にぜひお申し込みください。

【お問い合わせ先】

（公社）全国労働衛生団体連合会（全衛連）

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>

相談等 TEL 03-6453-9969（平日 午前9時～午後5時）



労働保険の年度更新が始まっています！ 窓口が混みだす前に手続きを済ませましょう。



年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

令和5年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

（労災保険・雇用保険）

6.1日木～7.10日月

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。● 口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新 お知らせ](#) [検索](#)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所
（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士連合会



労働保険関係の手続等は
こちらを参照➡



https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_120835.html

労働保険（労災保険・雇用保険）への 加入手続はお済みですか？

加入義務について

◆ 次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除外されています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます。（任意加入制度）

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について
労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となりますが、雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。
※その他、法人の役員、関係の親族、高校・大学等の経路学生等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入するメリットは？

◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災保険 労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、または、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者や遺族を保護するための給付等を受けられます。

雇用保険 労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を受けられます。

保険料の負担について

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率+雇用保険率）から決まります。
※労災保険率および雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類により異なります。

○適用要件や加入手続等に関するお問い合わせ先（都道府県労働局）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukyun/pref.html

